

今年1月～12月の間で、いずれかのひと月の売上高が
 昨年と同月と比べて、50%以上減少していませんか？



持続化給付金や家賃支援給付金を受けることができます!!

1. 持続化給付金（国）と事業継続支援金（県）

令和2年1月～12月の間で、いずれかのひと月の売上高が、前年同月と比べて50%以上減少した事業所は申請により、給付を受けることができます。

- ・ 持続化給付金 → 国から最高200万円
- ・ 事業継続支援金 → 県から従業員数により20～100万円

売上高 単位(万円)

持続化給付金（国）の給付額の計算例

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総売上
令和元年	1,500	1,400	600	700	200	700	600	300	500	700	400	200	7,800
令和2年	750	645	250	300									
差額 (対前年同月)	750	755	350	400									
対前年同月比	50.0%	46.1%	41.7%	42.9%									
▲50%以下	○	○	○	○									
計 算	7,800 - (750 × 12) = ▲1,200 対象外	7,800 - (645 × 12) = 60 限度額:200万円	7,800 - (250 × 12) = 4,800 限度額:200万円	7,800 - (300 × 12) = 4,200 限度額:200万円									
給付額	0	60万円	200万円	200万円									

【給付額】 = 【前年度売上総額】 - 【(前年同月と比較して50%以上減少した月の売上) × 12】

※限度額：200万円

* 詳細はこちらをご覧ください。

[持続化給付金（国）](https://www.jizokuka-kyufu.jp/) (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)

[事業継続支援金（県）](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204233.html) (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204233.html>)

2. 家賃支援給付金（国）と県家賃支援金（県）

令和2年5月～12月の間で、次の①②のいずれかに該当する事業所は申請により、給付を受けることができます。

- ① いずれかのひと月の売上高が、前年同月と比べて50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上高が前年同期と比べて30%以上減少

- ・ 家賃支援給付金 → 国から最高600万円
- ・ 県家賃支援金 → 県から最高150万円（国の給付金の1/4）

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法 人	75万円以下	支払賃料 × 2/3
	75万円超	50万円 + 【支払賃料が75万円を超過する分 × 1/3】 ※ただし、100万円(月額)が上限

家賃支援給付金（国）の給付額の計算例

月額家賃	給付額(月額)の計算式	給付額(月額)の6倍
① 60万円	60万円 × 2/3 = 40万円	240万円
② 150万円	50万円 + (75万円 × 1/3) = 75万円	450万円
③ 225万円	50万円 + (150万円 × 1/3) = 100万円	600万円
④ 300万円	50万円 + (225万円 × 1/3) = 125万円	750万円 → 600万円 (最高限度額)

* 詳細はこちらをご覧ください。

[家賃支援給付金（国）](https://vachin-shien.go.jp/) (<https://vachin-shien.go.jp/>)

[県家賃支援金（県）](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/vachin) (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/vachin>)

◆ その他、国や県市等からたくさんの支援策が設けられていますので、ご確認をお願いします ◆

[県内事業者向け支援策まとめ（わかやま企業応援ナビ）](https://www.wakayama-sangyo.com/covid/) (<https://www.wakayama-sangyo.com/covid/>)